

「AI活用における民事責任の解釈適用に関する手引き(案)」に対する意見

一般社団法人AIガバナンス協会

2026年3月19日

掲題の件、以下の通り、意見を提出いたします。

該当箇所	カテゴリー	意見
第2章2.1 本研究会の検討対象	要望	<b>AI利用者と第三者の関係性明確化</b>  概要図のうち「AI利用者」と「第三者」の関係について、「契約関係なし」と記載されている一方で、第三者からAI利用者に契約に基づく請求が可能である旨の記載もあり、それぞれの記載の趣旨が必ずしも明確でないように見受けられる。当該関係性の整理について明確化いただきたい。
第2章2.1 本研究会の検討対象	要望	<b>AI開発者とAI提供者の判定</b>  本手引き案では、AI開発者とAI提供者の責任論が区別なく整理されているが、一方で、実務上、外国事業者がLLMを開発し、国内企業がこれを利用してRAG等を組み合わせたサービスを提供するケースが存在し、そうした場合には両者の役割や技術的に制御可能な事項は異なる。このことから、法的責任や注意義務の内容は各主体の業務スコープ及び技術的に制御可能な事項に応じて異なり得ることを明記いただきたい。  例えば、学習データの来歴確認等の設計上の措置(p.35)は、LLM内部にアクセスできないAI提供者にとっては対応が困難であるが、両者を一体として責任を論じることは、提供者側にとって制御不可能な事項に対する注意義務を課すことにつながるおそれがある。

<p>第2章2.1.3 AI ガバナンス及 びAI事業者ガ イドライン</p>	<p>要望</p>	<p><b>リスクマネジメントプロセスの具体化</b></p> <p>例えば、AI 利用者が自ら作成したチェックリスト等で AI 開発者・提供者のガイドライン準拠を確認することや、AI 開発者・提供者が作成したドキュメント等の証跡の作成体制を含めた提供者のガバナンス体制全体を個別に確認することは、AI 利用者にとって非現実的である。そのため、AI 開発者・提供者が ISO/IEC 42001 等の AI マネジメント標準に関する認証を取得し、適切にリスクマネジメントが行われた証跡を示すことも、当該AI開発者・提供者が合理的な確認措置をとっていることの根拠として評価され得る旨を、手引きの中に追記・明記することを要望する。</p>
<p>第2章 2.2.2 ② 依拠／代替型 AIに該当する ための要件</p>	<p>要望</p>	<p><b>依拠/代替型AIの必要性・精度及び安全性の二要件の具体化 ならびに判例等の根拠提示</b></p> <p>依拠/代替型として利用するAIについて、利用者が後日遡及的に補助/支援型AIとしての法的責任を問われるリスクを適切に評価できるよう、二要件の判断に資する判例・学説上の根拠や追加事例の提示を要望する。</p> <p>併せて、以下の点に関する見解の明確化を要望する。</p> <p>(a)必要性について:「当該AIを利用しなければ、意図する経費削減・生産性向上は実現しない」というような利用者側にとっての必要性で足りるのか（次の意見とも関連するが、個別事業者ごとに判断すべき内容とも思われる）</p> <p>(b)精度及び安全性について: ユーザーの立場として、提供者からどのような情報を得れば、依拠/代替型として扱ってよいのか。たとえば、提供者側からAIの性能について開示を受けていることや、提供者側において保証や認証などを取得していることは、精度・安全性を高める（依拠/代替型AIとして扱ってよい方向に傾く）考慮要素となるのか。</p>

<p>第2章 2.2.2 ② (a)必要性</p>	<p>要望</p>	<p><b>依拠/代替型AIの要件としての「(a)必要性」の再考</b></p> <p>依拠／代替型AIとして扱うための要件として「(a)必要性」を要求することは、根拠や基準が不明確なうえに、高度に自律的な依拠/代替型AIの利活用を抑制する理由があるので、再考が必要と思われる。</p> <p>たとえば、事例6として挙げられている自律移動ロボットや自動運転車については、荷物の運搬や車の運転という行為それ自体については「人だけでは作業が困難」(p.15)というわけではなく、「人による判断や行動を介在させることでは実現困難な効用が見込まれる」(p.15)とは必ずしも言えないため、依拠／代替型AIとして扱ってはならないように読めてしまう。たしかに、深夜帯の操業や大量の運搬作業などは人間には事実上困難ともいえるが、それは程度問題に過ぎない上、そもそも人間と同じ稼働時間や作業量のロボットについては「必要性」が認められず、業務時間外や大量の作業についてのみ「必要性」が認められるというのは不自然である。</p> <p>AIシステムを用いる「必要性」があるかどうかは単に性能やコストの観点から事業者が判断すべき要素であって、民事責任の判断枠組としては、当該AIシステムが依拠/代替型として扱うに足る「(b)精度及び安全性」を備えているかという点から判断すべきではないか。</p>
<p>第2章 2.2.3 各 類型に関する 小括</p>	<p>要望</p>	<p><b>類型（補助/支援型・依拠/代替型）ごとの責任</b></p> <p>「AI開発者・提供者の責任」について、「補助/支援型AI」と、「依拠/代替型AI」のパターンのいずれも責任の内容がAIサービス利用による「説明」と「設計上の措置」となっているため、いずれのパターンであっても責任の内容に差異がないように読める。差異があるのであれば、その差異の内容を明確に記載いただきたい。</p> <p>「補助/支援型AI」の「AI開発者・提供者の責任」について、AI利用者による予見・対処が容易でないリスクについ</p>

		<p>て、一定の設計上の措置が求められているが、当該リスクについてはp.45 (3) 第1段落の「…困難な場合も多いことに鑑みると、」「…か、残存リスクについてIに対し明確に説明することが求められると考えられる。」という記載を踏まえると、丁寧に説明を行うことでも責任を充足することができる場合があると解釈でき、そのような整理が合理的であると考えするため、当該解釈を明確化いただきたい。</p>
<p>第3章 3.2.3 AI 開発者・提供者であるC及びDの責任</p>	<p>要望</p>	<p><b>AI 開発者・提供者であるC及びDの責任の考慮要素明記</b></p> <p>詳細は当事者間の契約の契約となることを理解した上で、「(1)Vの損害を賠償したEがCやDに求償又は損害賠償請求を行う場面」について、3.1.3と同様の粒度で、(1)の場面における基本的な考慮要素について明記いただきたい。</p>
<p>第3章 3.3.2 想定事例3におけるAIの位置づけ</p>	<p>要望</p>	<p><b>画像生成AIに関する権利侵害防止措置基準の明確化 (p.32-34にも登場)</b></p> <p>主要大規模サービスにおいても、十分な権利侵害防止措置がなされていない可能性がある中、パブリシティ権の侵害が予想される全ての固有名詞について対応することを基準とするのは非現実的ではない可能性があり、かつ、国内事業者の国際競争力の観点でも懸念がある。このため、AI開発者・提供者に求められる権利侵害防止措置の基準を、より明確化いただきたい。</p>
<p>第3章 3.4.3 取引拒絶が不法行為に該当する要件について</p>	<p>要望</p>	<p><b>設計上の注意義務の明確化</b></p> <p>画像生成AIの事例（想定事例3）では、「設計上の措置」の具体例が示されているが、AI分野は技術進展が速く、設計時点で合理的と考えられる措置を講じていた場合でも、損害発生時点の技術水準から当該措置が不十分と評価される可能性がある。この場合において、設計時点で合理的な措置を講じていれば注意義務を尽くしたものと評価されるのかが必ずしも明確ではない。</p> <p>事例3と直接は関係しないものの、特に製造物責任が問題</p>

		<p>となる場面では、いわゆる開発危険の抗弁との関係で、欠陥や対策措置の合理性をどの時点を基準に判断するかが重要となる。本手引き案においても、措置の合理性や欠陥の判断の基準時点に関する考え方を明確化していただきたい。</p>
<p>第4章 4.1.3 AI 開発者である J の責任</p>	<p>要望</p>	<p><b>損害賠償請求場面の具体化</b></p> <p>詳細は当事者間の契約の契約となることを理解した上で、「(1)Vの損害を賠償したKがJに求償又は損害賠償請求を行う場面」について、3.1.3と同様の粒度で、(1)の場面における基本的な考慮要素については明記いただきたい。</p>
<p>第4章 4.2.2(3) 事例a-2</p>	<p>要望</p>	<p><b>文言修正と仕組みの再検討</b></p> <p>本事例における結論への異論はないものの、ユーザーであるNがメンテナンスを怠ったことは「誤使用」より「管理者であるユーザーによる管理不備」が適切であると思われる、文言修正ならびに「管理不備」を予防する仕組み等について再検討いただきたい。</p>
<p>第4章 4.2.2(3) 事例a-3</p>	<p>要望</p>	<p><b>状況の再確認・再検討</b></p> <p>本事例における結論への異論はないものの、人間が運転するフォークリフトの場合、特異なシルエットであったとしても、脚立の存在も含めて運転手がVを目視で確認することができるかと想定されることから、本来検知すべき場所においてVの姿を認めることができたとする、事前に衝突を回避することが可能であったと評価される可能性があり得るように思えることから、考慮要素について再検討いただきたい。</p>
<p>第4章 4.2.3 事例 b について</p>	<p>要望</p>	<p><b>アップデートに伴う不具合における責任の確認</b></p> <p>本手引き案でも言及されている欧州の改正製造物責任指令では、引渡し後のソフトウェア・アップデートや、安全性維持に必要なアップデートの不実施について製造業者等が</p>

		<p>責任を負う旨明文化されており、解釈論ではなく立法により明確化が図られている。今後の政策検討においても、解釈整理のみならず、ソフトウェア・アップデートに関する責任の立法的対応の可能性を含めて検討いただきたい。</p>
<p>第5章 5.1 立証上の論点</p>	<p>要望</p>	<p><b>立証責任の転換適用範囲の再検討</b></p> <p>AIに関するサービスは、医療訴訟や環境訴訟等と同様、責任原因の立証責任の転換を行う可能性が示唆されているとの認識であるが、事業者と利用者のリテラシー差分を考慮すると、立証責任の転換適用の範囲を慎重に線引きすべきと考える。例えば、ユーザーの目線で専門的な知見が要求されないケースや、事前の説明が十分にされており、関連資料をユーザーが保有していると評価できるケース等には適用されないようにする等の措置が考えられる。</p>
<p>第5章 5.1.1 文書提出命令</p>	<p>要望</p>	<p><b>機密保護への配慮</b></p> <p>情報収集制度の導入という趣旨には賛同する一方で、情報収集の過程でアルゴリズムや学習データ等が開示される場合、営業秘密やノウハウ等の知的財産が流出する懸念があり、同制度の導入について言及する場合には、技術的秘密や営業秘密の保護にも行政側で配慮する必要がある旨を明記することを検討いただきたい。</p>

以上